建設工事請負契約書

１．工事名

２．工事番号　　　第　　　　　　　　　　　　　号

３．工事場所

注　早期契約の場合、工期には実工事期間を記入し、余裕期間には契約締結日の翌日から実工事期間の前日までの期間を記入する。

４．工期 　　自　　　　　年　　　月　　　日

　　　　 　　　　　至　　　　　年　　　月　　　日

（余裕期間　 年　 月 　日～　 年 　月　 日）

注　フレックス工期契約の場合、工期には契約締結日の翌日から工期末日までの期間を記入し、工事開始期限日には発注者があらかじめ定めた年月日を、工事開始日には受注者が決定した年月日を記入する。

４．工期 　　自　　　　　年　　　月　　　日

　　　　 　　　　　至　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　工事開始期限日 　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　工事開始日　　 　　年　　月　　日

注　この工事において、工事を施工しない日又は時間帯を定める場合は、次のように加える。

５．工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯

６．請負代金額　　　　　金　　　　　　　　　　　円

うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額　　金　　　　　　　　　　　円

　　　（受注者が課税業者である場合に限り、記入して下さい。）

７．契約保証金　　　　　金　　　　　　　　　　　円

　　ただし、現　　金　 金　　　　　　　　　　　円

代用証券　 金　　　　　　　　　　　円（内訳別紙明細書のとおり）

注　この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、次のように加え、仕様書又は現場説明書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。

８．建設発生土の搬出先等

仕様書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、現場説明書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については現場説明書に定めるとおり」と記入する。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

注　この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、次のように加える。

９．解体工事に要する費用等

　　（１）解体工事に要する費用　　　　　　　　　円

（２）再資源化等に要する費用　　　　　　　　円

（３）分別解体等の方法

（４）再資源化等をする施設の名称及び所在地

注　この工事において、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、次のように加える。

　　なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称並びに共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

１０．住宅建設瑕疵担保責任保険

　　（１）保険法人の名称

　　（２）保険金額　　　　　　　　　　　　　　　円

　　（３）保険期間

　上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

　本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

　　　　　年　　月　　日

発注者　住　所

氏　名 　　　　　　　　　　　　　印

受注者　住　所

氏　名 　 　　　　　　　　　　　　　印